

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

かほく市は、能登半島の付け根に位置し、西側に日本海、東側に宝達山系の丘陵地を擁する地勢が特徴で、西側の海岸線には約70kmに及ぶ海岸砂丘が発達し、東側は丘陵地となっている。2024年の能登半島地震では、市内で液状化などの甚大な被害が発生した。

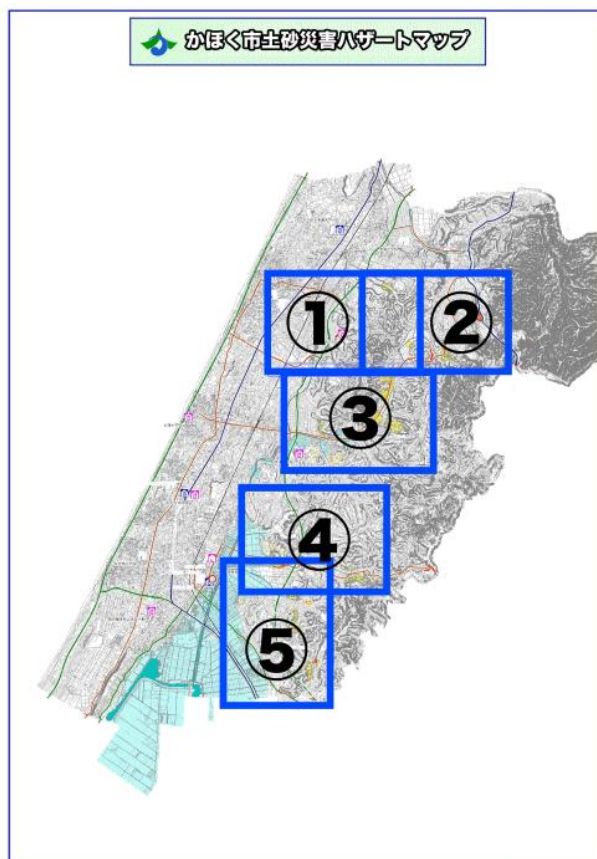
①地震

市内には全長約44kmの「邑知潟(おうちがた)断層帯」が分布している。石川県による最新の被害想定(2025年公表)では、この断層の活動により、市内の広範囲で震度6強、一部で最大震度7の激震が想定されている。断層に近い地域ほど揺れが激しくなり、建物倒壊のリスクも急増する。また、市内の砂丘地や低地、干拓地は液状化リスクが非常に高く、2024年の能登半島地震(最大震度5強)では、大崎・七窪などの地区で甚大な被害が出た。大量の噴砂に加え、斜面地での「側方流動」により住宅が傾き、道路や地下埋設物が損壊する現象が広域で発生した。

②土砂災害

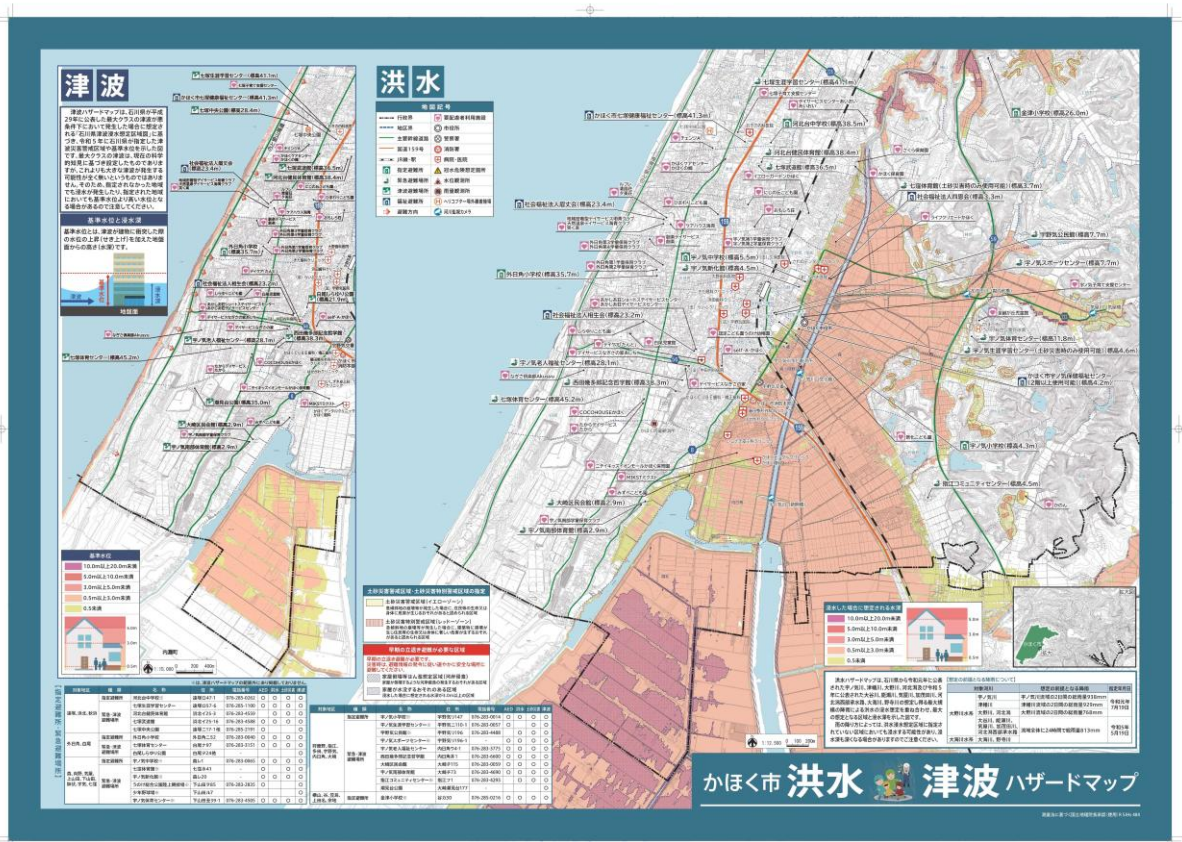
県によって指定された「土砂災害警戒区域(イエローゾーン)」や、より危険度の高い「土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)」が点在している。主な災害形態は、長雨や集中豪雨による「急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)」や「土石流」である。特に、若緑、箕打、瀬戸町といった山沿いの集落や、急な斜面を背負う住宅地が危険とされる。また、2024年の能登半島地震では、かほく市でも強い揺れが観測され、これにより、斜面の地盤が緩んでいたたり、目に見えない亀裂が入っていたりする可能性がある。地震以降は、通常よりも少ない雨量で土砂災害が発生しやすくなっているため、大雨警報や土砂災害警戒情報の発表基準が一時的に引き下げられるなど、厳重な警戒が必要な状況にある。

市では石川県が指定した「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」について周知するため「土砂災害ハザードマップ」を6地区に分け作成している。





(かほく市南部)



④感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 1, 4 3 4人
- ・小規模事業者数 1, 2 1 6人

区分	商工業者数		小規模事業者数		備考（事業所の立地状況等）
	事業所数	構成比	事業所数	構成比	
建設業	274	19.1%	269	22.1%	市内に広く分散している
製造業	351	24.5%	317	26.1%	工業団地ほか広く分散している
卸・小売業・飲食業	396	27.6%	285	23.4%	主要道路沿いほか分散している
サービス業	326	22.7%	270	22.2%	市内に広く分散している
その他事業	87	6.1%	75	6.2%	市内に広く分散している
合計	1434	100.0%	1216	100.0%	

令和8年1月時点

### (3) これまでの取組

#### 1) かほく市の取組

##### ・地域防災計画の策定

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定により、暴風、豪雨、豪雪、洪水等の一般災害と地震災害、津波災害、事故災害、原子力災害のそれぞれの災害発生時に市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護することを目的に策定し、見直しを行っている。

地域防災計画では、災害による被害の軽減を図るため、防災関連施設の整備、平時からの防災訓練、市民への防災知識の普及等に関する「災害予防計画」と災害時における初動期の対策及び応急対策など、被害の拡大防止に関する「災害応急対策計画」、被災者の生活安定と社会経済活動の早期回復のための「復旧・復興計画」が災害のケースごとに記載されている。

##### ・実践的な防災訓練の実施

1万人規模の石川県防災総合訓練を実施し、災害救助犬、警察、消防、自衛隊などが連携した人命救助訓練や、断水想定火災防御訓練を実施。また山間部での孤立集落対策として、ドローンによる被害状況確認や衛星通信機器の設置訓練を実施している。

##### ・自主防災活動の推進

自治会単位の自主防災組織への活動補助を実施している。経済的支援により、炊き出し訓練や避難訓練などの防災活動を促進する。また地区にて取り付けるAEDへの補助も実施することで体制面と資材面の両方から地域防災力の向上を図っている。

##### ・避難所・福祉体制

避難所および福祉避難所の機能強化(設備改修)。避難行動要支援者(高齢者、障害者等)の個別避難計画の活用。

##### ・情報伝達と防災計画

洪水・津波ハザードマップの更新。避難情報架電・FAX送信システム、防災行政無線の整備。防災アプリやメール配信サービスなど多様な情報発信手段の整備。

##### ・防災・減災インフラ整備

住宅耐震化への補助。

##### ・防災、感染症等対策備蓄品の整備

災害応急対策に必要とされる備蓄物資について、計画に基づいて整備。

#### 2) かほく市商工会の取組

##### ・事業者BCPに関する国の施策の周知

平成30年5月に、中小企業庁が作成する支援機関向け中小企業BCP支援ガイドブックが商工会の全経営指導員に配布され、また昨年には事業継続力強化計画の国の認定制度がスタートしたことを受けて、以降、事業所巡回時に「防災」及び「災害時における事業継続の必要性」についての啓蒙と同計画への取組みを推進しているところである。

##### ・商工会が扱う休業対応応援共済やビジネス総合保険への加入推進

事業所の災害による休業リスクに対応するため、全日本火災共済協同組合連合会が扱う「休業対応応援共済」や全国商工会連合会の商品で、事業者の事業活動を包括的にカバーする「ビジネス総合保険(引受保険会社：東京海上日動、損保ジャパン日本興亜、三井住友海上、あいおいニッセイ)」を会員向けに用意し、会員事業所へ加入推進を行っている。

### 3) 当会の令和6年能登半島地震への対応

- 地区内事業所の被害状況の調査  
発災後、管内事業者を対象とした被害状況や被害金額を把握するための調査を行い、石川県商工会連合会等に報告した。
- 地区内事業者の相談対応及び支援  
直接・間接被害を受けた事業者に対し、各種融資制度や補助金の申請支援等を行い、管内事業者の経営安定の維持に努めた。

## II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

令和6年能登半島地震のような被害が甚大な災害が発生した場合、商工会自体も被災するため、支援機関としての機能が著しく低下する恐れがある。

そのため、商工会連合会・県・国等と連携した緊急的な支援体制の構築を行う必要がある。

令和6年能登半島地震では、全般的には一部損壊程度の被災状況に留まったが、大崎地区などは液状化現象が発生し大規模半壊など大きな被害が発生し、営業・操業を停止せざるを得ない事態が発生した。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

## III 目標

- 管轄内の中小企業・小規模事業者自然災害リスクや感染症リスクを認識してもらい、事前対策の必要性を周知する。
- 管轄内の中小企業・小規模事業者のBCP策定を支援し、セミナーを年間1回程度開催するとともに、事業者の地元地域の復興に寄与する事も意識づける。
- 地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- 平日・休日を問わず発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と関係機関（県・市・商工会連合会など）との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

## ※その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに石川県に報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### < 1. 事前の対策 >

①小規模事業者等に対する災害等リスクの周知（当会、当市）

- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性を周知するとともに、小規模事業者等を対象とした事業者BCPセミナーを実施し、普及啓発活動を行う。
- ・新型インフルエンザ等感染症等は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、小規模事業者等には常に最新の正しい情報を入手し、偽・誤情報に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型インフルエンザ等感染症等に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について小規模事業者等への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・小規模事業者等へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

②商工会自身の事業継続計画の作成（当会）

当会は、令和7年度に事業継続計画を作成（別添）。

③関係団体等との連携（当会、当市）

- ・必要に応じて、普及啓発セミナー等を行う。
- ・普及啓発セミナーの周知等を関係機関に依頼する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険の紹介等も実施する。
- ・その他普及啓発に繋がる事業を実施する。

④フォローアップ（当会）

- ・小規模事業者等の事業者BCP等の取組状況を事業者へのアンケートや巡回指導時の聴取等により確認する。
- ・事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当市）を必要に応じて開催し、事業者へのアンケート等に基づく状況確認や事業者BCPの普及に向けた改善点等について協議する。

⑤当該計画にかかわる訓練の実施（当会、当市）

- ・自然災害が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する）

### < 2. 発災後の対策 >

自然災害時等による発災時には人命救助が第一であることはいうまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

①応急対策の実施可否の確認（当会、当市）

- ・発災後は、速やかに職員の安否確認を行い、安否結果を当会と当市で共有する。

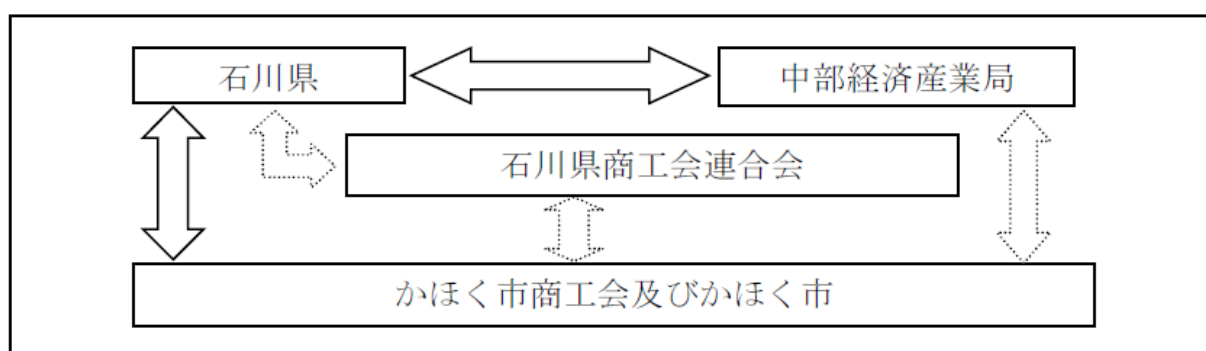
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症の流行により、市民の生命・財産に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある場合や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府により、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出た場合は、当市において感染症対策本部を設置するとともに、当会においては感染症対策を行う。

#### ② 応急対策の方針決定（当会、当市）

- ・当会において県と県連と情報共有しながら大まかな被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
  - ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨などの状況の場合は出勤せず、職員自身がまず安全を確保することを最優先し、警報解除後に出勤することとする。
  - ・職員全員の被災等により応急対策ができない場合を想定した役割分担を決める。
  - ・当会と当市は必要に応じ、随時連絡を取り、被害情報を共有する。
- ※当市職員は、地震や大雨、洪水等が発生した場合の職員参集基準に基づき参集する。
- ・本計画により、当会と当市は綿密に被害情報等を共有する。
  - ・石川県新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

#### < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >（当会、当市）

- ・自然災害等発災時に、管轄内の小規模事業者等の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次災害を防止するため、被災地域での活動方針を決定する。
- ・当会と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報は、速やかに石川県及び石川県商工会連合会へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を速やかに石川県及び石川県商工会連合会へ報告する。



#### < 4. 応急対策時の管轄内小規模事業者等に対する支援 >（当会、当市）

- ・相談窓口の開設については、市と相談し、安全性が確保された場所において、相談窓口を設置する。（当会は国の依頼を受けた場合には、特別相談窓口を設置する）。
- ・管轄内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市の施策）について、管轄内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある管轄内小規模事業者等を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 管轄内小規模事業者等に対する復興支援 > (当会、当市)

- ・石川県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を定め、被災した管轄内小規模事業者等に対し支援を行う。
- ・当会の被害が小さく、当会職員の応援派遣が可能な場合は、被災商工会、県、商工会連合会、などからの求めに応じて、被災地への応援派遣を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を石川県等に相談する。
- ・発災後の各種支援制度(融資制度、補助制度等)について、国の機関や石川県等を通じて当会・当市で情報収集を行い、事業者への情報提供を行う。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合には、速やかに石川県へ報告する。

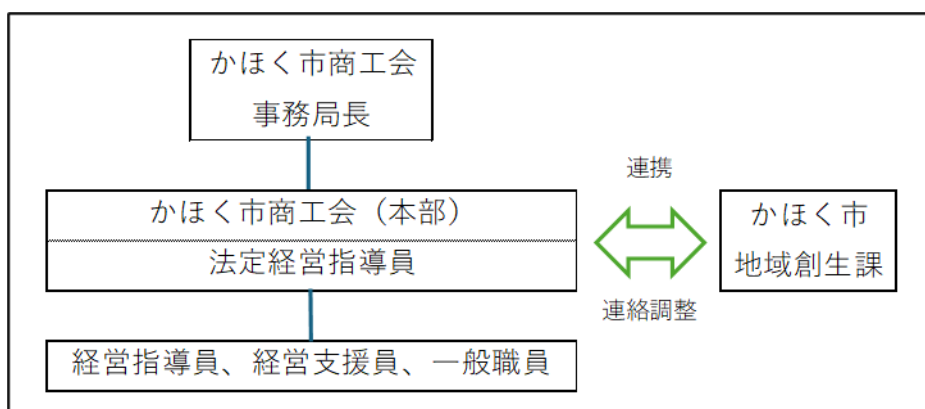
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年3月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 福岡 隆志 (連絡先は後述 (3) ①を参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

以下に関する必要な情報の提供や助言を行う。

- ・本計画の具体的な取り組みの企画や実施
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等のフォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

かほく市商工会

〒929-1215 石川県かほく市高松ク42番地1

電話 076-204-6822 / FAX 076-282-5663

E-Mail kahoku@shoko.or.jp

②関係市町

かほく市役所 地域創生課

〒929-1195 石川県かほく市宇野気ニ81番地

電話 076-283-7132 / FAX 076-283-4242

E-Mail chiiki@city.kahoku.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに石川県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・広報費等	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
自己資金、石川県補助金、かほく市補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

